

## ハイライト:

- ・1ヶ月の医療費の自己負担額が高額となったとき、一定額を超えた金額が支給される制度があります
- ・平成13年7月より出産費用をサポートする制度が始まりました

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### 目次:

ご挨拶	1
高額療養費制度について	1
出産費融資制度について	2

### ご挨拶

朝晩に吹く風が涼しくなり、秋の訪れももう間近と感じられるようになってまいりました。

第7号では、医療費の自己負担額が高額となったとき、一定額を超えた金額が払い戻される高額療養費制度を中心に取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら  
ご遠慮なさらずお問い合わせ下さい。よろしくお願いいたします。

公認会計士・AFP 中村元彦  
公認会計士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



### 高額療養費制度について

重い病気などで病院等に長期入院したり、治療が長引く場合には、医療費の自己負担額が高額となります。そのため家計の負担を軽減できるように、一定の金額(自己負担限度額)を超えた部分の金額が支給される高額療養費制度があります。

この高額療養費制度は、本人・家族共に同一の医療機関で1人1ヶ月の医療費自己負担が

- 1) 生活保護等を受けている低所得者・・・35,400円
- 2) 標準報酬月額が56万円以上の本人及びその家族・・・121,800円 + (医療費 - 609,000円) × 1%
- 3) 1)、2)に該当しない人・・・63,600円 + (医療費 - 318,000円) × 1%

を超えた場合、各々を超えた金額が支給されます。

たとえば、入院で1ヶ月の医療費が100万円で、2割負担の20万円を窓口で支払った場合、3)の方の高額療養費は次のようになります。

医療費自己負担額・・・63,600円 + (100万円 - 318,000円) × 1% = 70,420円

払戻額・・・20万円 - 70,420円 = 129,580円

よって給付を受けることができるのは129,580円となります。

また過去12ヶ月以内に、同じ世帯で4回以上高額療養費を受けた場合には、4回目以降は次の金額を超えた部分が支給されます。

- 1)生活保護等を受けている低所得者・・・24,600円
- 2)標準報酬月額が56万円以上の本人及びその家族・・・70,800円
- 3)1)、2)に該当しない人・・・37,200円

なお同じ世帯内で、同じ月における自己負担額が30,000円以上の人(低所得者世帯は21,000円)が2人以上いる場合の自己負担限度額の計算は、それぞれの医療費を合算して行います。たとえば被保険者である夫の自己負担額5万円、被扶養者である妻の自己負担額が6万円であった場合、5万円+6万円=11万円を基準として、高額療養費の支給額を計算することになります。

この高額療養費の自己負担限度額は平成13年1月1日より変更されていますのでご注意ください。

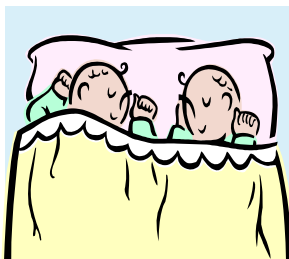
高額療養費を受けるには「高額療養費支給申請書」を提出する必要があります。時効は受診月の翌月1日から2年間となっていますので、もし心当たりのある方は健康保険組合、社会保険事務所、国保課等ご自分の該当される担当役所へお問い合わせしてみてもいいでしょうか。

ホームページもご覧下さい(新装準備中)  
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

## 出産費融資制度について

平成13年7月から出産融資制度が始まりました。

これは 政府管掌健康保険・船員保険の被保険者または被扶養配偶者で出産一時金の支給が見込まれる方のうち 出産予定日まで1ヶ月以内もしくは 妊娠4ヶ月以上で一時的な支払を要する方が  
1万円単位で24万円まで  
無利子



で借り入れできる制度で、窓口は社会保険協会(支部)となっています。

出産育児一時金は出産後の請求となっているため、直接出産費用に充当することはできません。家計の心配をせずに安心して出産を迎える一つの手段として覚えておかれてはいかがでしょうか。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。